新型コロナウイルスへの対応について

1 ご来園者のかたへの対応について

- (1) 面会については、感染経路の遮断という観点から、やむを得ない場合を除き、感染予防対策として、来園を自粛していただくようお願いをしております。
- (2) やむを得ず来園される場合は、事前にご連絡をいただき、各園総務課受付にて体温を計測していただき、発熱が認められる場合は面会をお断りさせていただきます。発熱が認められない場合には、 手の消毒とマスク着用のご協力をお願いしております。なお、寮内への立ち入りはご遠慮いただいております。
- (3)委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことを原則とし、 施設内に立ち入られる場合には、体温を計測していただき、発熱が認められる場合には入館をお断 りしております。

2 通所及び短期入所ご利用者のかたへの対応について

- (1) 通所前に必ず体温を計測していただき 37.5℃を超える発熱が認められる場合は、園にご連絡のうえお休みをしていただきますようお願いいたします。
- (2)過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、園にご連絡のうえお休みをしていただきますようお願いいたします。
- (3)ご家族に発熱者がいる場合には、園に連絡のうえお休みしていただきますようお願いいたします。
- (4) 登園時、各園総務受付で手の消毒とマスク着用のご協力をお願いいたします。
- (5) 5月8日までに予定している通所、短期入所利用及びグループホーム体験については、利用者・ ご家族等と利用制限について相談させていただいております。なお、グループホーム体験について は、中止とさせていただくことがございます。

3 ボランティアのかたへの対応について

感染予防対策として、感染経路の遮断という観点から、5月8日のゴールデンウイーク明けまで来 園を制限させていただくこととさせていただきます。

4 施設入所及びグループホームご利用者のかたへの対応について

厚生労働省及び神奈川県発出の通知等に基づき、新型コロナウイルスへの対応を徹底するよう各園 職員へ周知しております。

5 職員の対応について

次のとおり対応の徹底を実施しております。

- (1)各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合及び同居する家族等に発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わない。過去に発熱が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。また、これらの症状が認められる場合、必ず管理者に報告すること。
- (2) 手洗い、うがい、マスク着用等の一般感染症対策を徹底すること。不特定多数の人の出入りが予測されるイベント、行事、会議等については、開催及び参加の必要性を改めて検討すること。不要不急の外出を自粛すること。
- ※ご不明な点がございましたら、各園へお問合せくださいますようお願いいたします。